

ATM、窓口で現金のお振込をされるお客さまへ

平成19年1月から本人確認法施行令等の一部改正により、ATMでの10万円を超える現金の振込はできなくなりました。また、窓口で10万円を超える現金の振込をされる場合は、「本人確認書類」のご提示が必要となりました。

おすすめの対策

お早めに**普通預金（総合口座）・キャッシュカード**をぜひおつくりください。

平成19年1月以降でも預金口座・キャッシュカードがあるとATMで10万円を超える振込もOK!。本人確認書類の提示も不要です。



キャッシュカードを使ってATMでスピーディにお振込み

キャッシュカードがあるメリット

平成19年1月から
ただし、振込手数料は
平成18年9月20日現在の
のものです。消費税含む。

10万円を超える振込をされる場合

	キャッシュカードがある (ATMを利用)	キャッシュカード(預金口座) がない
10万円超の振込	できる	できない (窓口での振込となります。)
振込手数料	(例) 他行宛 525円 <small>(ご利用時間帯・曜日によっては別途、ATM手数料がかかることがあります。)</small>	(例) 窓口扱い 他行宛(電信) 840円
本人確認書類の提示	不要 スピーディ	必要 下記の本人確認書類が必要
振込依頼書の記入	不要 カンタン、スピーディ	必要 手間がかかる

※本人確認書類：〈個人のお客さま〉運転免許証、パスポート、国民年金手帳、各種健康保険証 等
〈法人のお客さま〉登記簿謄本・抄本、印鑑登録証明書等および来店された方の本人確認書類

※預金口座開設のお申込みは……上記「本人確認書類」と「ご印鑑」をご用意のうえ窓口へお申しつけください。
法人の場合は、来店された方につきましても本人確認書類をご用意ください。